

障第1291号
令和8年2月16日

各指定障害者支援施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行について（通知）

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。
なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

健康診断実施者は、結核定期健康診断の結果を「1月ごとにとりまとめ、翌月の10日までに」都道府県知事に通報又は通告することとされているところ、「毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに取りまとめ、同年4月10日までに」通報又は報告するものとする。

2 施行期日

令和8年4月1日

（参考）

感染症法に基づく結核定期健康診断の実施義務者・対象者・実施時期

実施義務者	対象者	実施時期
社会福祉施設（※）長	業務に従事する者	毎年度
	65歳以上の入所者	65歳に達する日の属する年度以降、毎年

※社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設

所属	障害福祉課 事業所指導係		
係長	垣 本	担当	澤 本
電話	058-272-1111 内3491		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		